



農工大小金井バイオリソース実験棟

TUAT Koganei Bioresource Laboratories

利用規定

平成 22 年 11 月 29 日原案

平成 22 年 12 月 6 日改訂

平成 23 年 4 月 28 日改訂

平成 24 年 3 月 31 日改訂

平成 24 年 7 月 (改訂中)

東京農工大学 小金井 BRL 利用者委員会

目 次

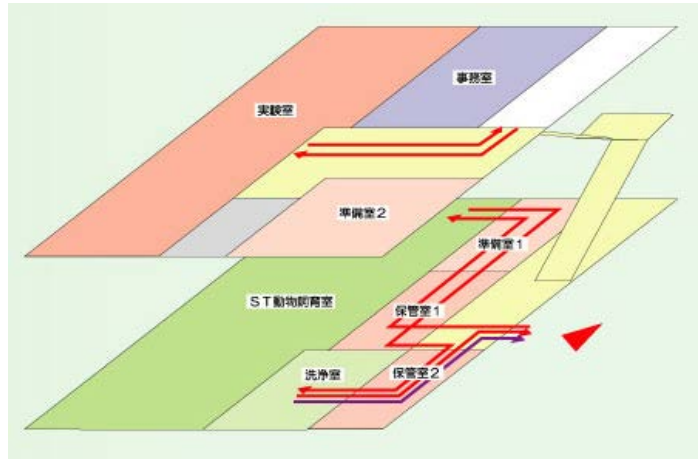
1. バイオリソース実験棟(BRL)の概要	1
1.1. BRL が目指すもの	
1.2. 飼育管理設備	
1.3. BRL 内に設置されている付帯実験装置	
2. SPF 動物飼育室	2
2.1. SPF 動物飼育室 配置図	
2.2 動物収容能力	3
2.3. SPF 動物飼育室の利用手順	
(1) 入退手順	
(2) 着衣基準	4
(3) 作業上の注意	5
(4) 実験動物の購入手続きと搬入	6
(5) 物品の搬入・搬出法	6
(6) SPF 動物飼育室の使用規定	8
(7) 2F 実験室の使用規定	10
(8) SPF 動物飼育室管理エリア内動線	10
(9) 異状動物発生時の対応	14
(10) 飼育室の環境モニタリングおよび基準値	14
3. BRL 利用申し込み方法	17
4. BRL 利用者委員会	17

1. バイオリソース実験棟(BRL)の概要

1.1. BRL が目指すもの

ES細胞を用いた遺伝子組換え技術（Gene modification）から疾患モデルマウスの作製（Mouse production）、単一細胞解析（Single-cell analysis）、さらに遺伝子組換えマウスを利用した研究までの全プロセスを視野に入れた、バイオリソース開発の総合技術に関する高度な研究・教育を推進すると共に、高品質な実験動物を適切に維持・管理しバイオリソース分野の進展に寄与することを目的としている。

1.2. 飼育管理設備



1.3. BRL 内に設置されている付帯実験装置



個別換気ケージングシステム



セキュリティシステム



準備室



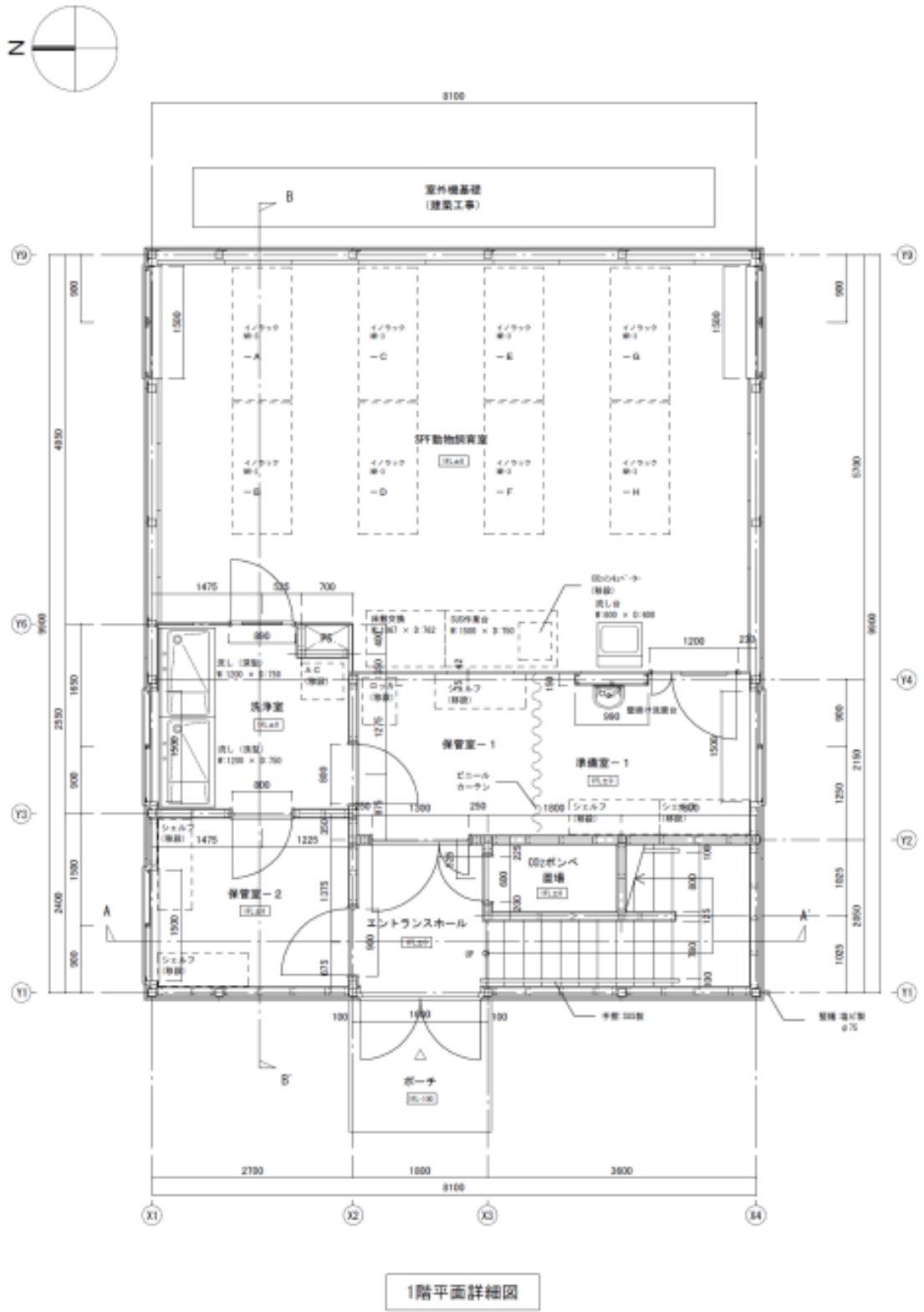
洗浄室



CO2 インキュベーター
安全キャビネット

2. SPF 動物飼育室

2.1. SPF 動物飼育室 配置図



2.2 動物収容能力

SPF 動物飼育室	動物種	最大収容ケージ数	最大収容匹数
イノラック - A	マウス	168	840 (匹)
イノラック - B	マウス	168	840
イノラック - C	マウス	168	840
イノラック - D	マウス	168	840
イノラック - E	マウス	168	840
イノラック - F	マウス	168	840

但し、通常の使用ケージ数は最大ケージ収容数の 90%までとする。

2.3. SPF 動物飼育室の利用手順

(1) 入退手順

SPF 動物飼育室、保管室-1、および準備室-1 を「SPF 動物飼育室管理エリア」と称する。SPF 動物飼育室管理エリアへの入退は、エントランスホール側の入口に設置されている出入り管理装置（カードリーダー）により規制されている。この入口扉が保管室-1に通じている。SPF 動物飼育室への入退は、原則として準備室を通過して入退室する。具体的には、以下の手順にしたがう。

- a) エントランスホールの入室記録（設置予定）に記載の上、出入口のドアロックを指紋認証により開錠し、管理エリアに入る。
- b) 保管室-1 で白衣(着用している上着等)を脱ぎ、設置されているハンガーに掛ける。また、内履きを脱ぎ、スノコへ移動し、準備室へ入る。
- c) 準備室内の洗面台（常時薬液が準備されている）にて手指の洗浄消毒を行う。
- d) 用意してあるマスク・キャップ・グローブ・エリア内専用実験衣（高性能無塵衣）を着用する。
（(2)「着衣基準」参照）
- e) SPF 動物飼育室手前で専用長靴を履く。
- f) カードリーダーにカードをかざして開錠する。
- g) SPF 動物飼育室に入室する。入室したら施錠する。
- h) SPF 動物飼育室移動動線ならびに作業動線に基づいて移動する。

- i) SPF 動物飼育室内作業終了。
- j) 準備室側の扉を開錠し、SPF 動物飼育室より退出し、施錠する。
- k) SPF 動物飼育室専用長靴を脱ぐ。
- l) 着用しているエリア内専用実験衣（高性能無塵衣）を脱ぎ、専用のハンガーにかける。マスク、キャップ、グローブは廃棄する。
- m) 再度、準備室にて手指の洗浄消毒をする。
- n) 白衣等を着用し保管室-1 からエントランスホールへ退出する。
- o) 退出時間を記入する。

(2) 着衣基準

SPF 動物飼育室管理エリアは常に清浄に保たれている為、入室者は洗浄、消毒、滅菌されたものを身につける。

- ① SPF 動物飼育室への入室に際しては、専用の無塵衣・マスク・グローブ・長靴を着用する。
これらものは準備室にすべて配置されている。

a) 無塵衣

- 1) 男女共通型のものを無記名で使用する。
- 2) 滅菌済みのもの（各サイズ）を各自取り出して着用する。使用後は、ハンガーに掛け次回、入室する際に使用する。使用中に汚れた場合は、準備室に備え付けてある使用済無塵衣保管容器に入れる。
- 3) SPF 動物飼育室飼育管理担当者は、原則として金曜日に無塵衣の回収を行い、滅菌し、準備室に配置する。

b) マスク

ディスポーザブルマスクを利用し、使用後は廃棄する。

c) グローブ

ディスポーザブルグローブを利用し、使用後は廃棄する。

d) キャップ

ディスポーザブルキャップを利用し、使用後は廃棄する。

e) 長靴

- 1) 男女共通型のものを無記名で使用する。
- 2) SPF動物飼育室飼育担当者は、原則として___日ごとに回収し、運搬、洗浄済みのものを配置する。

② 洗浄室における作業衣については、別途定める。

(3) 作業上の注意

実験に供する動物を良好に保ち、SPF 動物飼育室関係者の安全確保の見地から次の事項を守ること。

①SPF 動物飼育室はバリアシステムとして維持管理している為、その飼育室には如何なる場合でも洗浄室から入ってはならない。

②ヒトから動物への感染または動物からヒトへの感染を防ぐ為に、SPF 動物飼育室管理エリア内での実験および作業を行う前に必ず 70%エタノール、またはヒビスコールで手指の消毒を行い、専用グローブを着用後も消毒を行う。実験および作業終了後も手指の洗浄、消毒を行う。

③SPF 動物飼育室の作業で動物の汚物が飛散して部屋が汚れた場合は、速やかに清掃消毒（マイクロクリーン）し、室内の清潔を保つ。

④SPF 動物飼育室使用后、必要に応じて床を消毒液（マイクロクリーン）で清拭消毒する。

⑤手指の小さな傷口から菌が進入することがあり得るので、手術・屠殺・臓器の摘出等を行う場合にも同様に、手術用のゴム手袋を着用する。

⑥動物に咬まれたり、ひっかかれたりしないように気をつける。薬物投与・保定・採血等を行う時にはこのような事故に遭うことが多いので、それぞれ注意を心がける。

⑦動物に咬まれたり、ひっかかれたりした場合、軽傷の場合には出来るだけ傷口の血液を絞り出し流水に当てて適当な薬剤（適切な薬剤、オキシドール等）で消毒し、カットバン等で処置する。重症の場合には止血に努め、出来るだけ早く治療する。また、症状の重篤度に関わらず、必ず実験計画者、実験棟管理責任者へ報告を行い、予後の報告を行うこと。

⑧SPF 動物飼育室において、動物の屍体を飼育室に長時間放置してはならない。発見あるいは実験処置後、速やかにビニール袋等に入れて固く口を封じ、屍体保存用フリーザー（2F 実験室に設置）に収容保存する。（（8）「処分室の使用規定」参照）

(4) 実験動物の購入手続きと搬入

本実験棟内で使用される動物は、SPF 動物とする。原則的に他の研究機関等から小動物（マウス・ラット等）の搬入はできない。そのような希望がある場合は別途、実験棟管理責任者に相談をする。

① 実験動物は、実験棟管理責任者あるいはその代理執行者が一括して指定の実験動物取扱業者から購入する。詳細については「利用内規」を参照する。

a) 実験動物の購入は、実験棟利用者に限る。購入量は実験計画内容に照らし合わせ、必要最小限とする。

b) 実験棟利用者は、「実験動物購入依頼書」(仮)に所定必要事項を記入して所属長印を受けた後、管理室に提出して購入を依頼する。購入の依頼は、原則として2週間前までに完了する。

(確認) SPF 動物飼育室に導入される動物はすべて「実験動物購入依頼書」(仮)に従い、実験棟管理責任者あるいはその代理執行者が、依頼内容・収容スペース等を確認してから業者に発注する。

c) 実験動物が入荷されたら動物輸送用コンテナ（クレート）・その他を確認後、指定の場所へ実験棟管理責任者あるいはその代理執行者により搬入する。

② その他、実験動物の飼育管理に必要な消耗品等は、実験棟管理責任者あるいはその代理執行者が発注購入する。

(5) 物品の搬入・搬出法

SPF 動物飼育室はその飼育室環境が清浄に保たれるようにする必要がある。以下にバリア内へのヒトおよび動物以外の物品の搬入・搬出手順を示す。

① 搬入における一般的注意

a) SPF 動物飼育室への物品の搬入は、原則としてすべて滅菌または消毒しなければならない。

b) 滅菌・消毒が出来ない精密機器等は、その性能を損なわない程度に表面を70%エタノールあるいはヨウ素溶液で清拭して搬入する。

c) 飼料は、放射線滅菌のものを搬入すること。

② 一般的な各種滅菌・消毒方法と対象物品一覧表

a) 対象物品の分類

- | | |
|-----------------|------------------|
| A: 飼育器材 | E: 被験物質および培養細胞 |
| B: 実験検査用測定機器・器具 | F: 飼料 |
| C: 着衣 | G: 床敷 |
| D: 記録シート | H: 保守管理（清掃・消毒）用品 |

b) 方法と対象物品

方法	分類	対象物品
70%エタノール	A	ステンレス・プラスチック製品、PC製給水ビン
	B	ガスパック物品
	C	ガスパック物品
	D	ガスパック物品
	F	
	G	
ヨウ素溶液	H	
	B	アンプル封入試薬（生理食塩水等）
ホルマリン燻蒸 （今後代替滅菌法を検討） （飼育室運転前のクリーンアップ）	E	密栓試験管またはコンベンに入れた被験物質、バイアルビン封入被験物質（...培養細胞）
	H	洗面器、バケツ、ちりとり、モップ柄、プラスチックダストボックス、ハンドスプレー、塩化ベンザルコニウム液容器、飼育ラック
70%エタノールまたは ヨウ素溶液	B	電子天秤、パソコン、カメラ、眼底カメラ、自記温湿記録計等の環境測定機器、その他実験器材
	D	
	E	

③ 特殊物品の搬入法

a) 被験物質、培養細胞および試薬

- 被験物質の滅菌・消毒については、その特性、特に安定性を配慮した方法でバリア内に搬入する必要があり、事前に被験物質調整者と協議した上で決定される。
- 被験物質の搬入は、通常密栓試験管等に入った被験物質を密栓コンテナに手持ち保管室-1まで運び、消毒用エタノールを噴霧した後、SPF動物飼育室内に入れる。
- 試薬はアンプル封入式、バイアル密封式、ネジ式試薬ビンに入った製品そのままか、あるいは試験管やコンベンに分注される場合がある。後者の場合はシリコンゴム栓等で密栓し、被験物質と同様に搬入する。

- 4) 被験物質や試薬入り容器の栓が甘く、消毒薬が内部に浸透した場合は、これらの物質は使用してはならない。この場合、被験物質調整者あるいは飼育責任者に連絡し、速やかに新しい検体を供給してもらう。

b) 実験検査用器材

精密測定機器の滅菌・消毒はほぼ不可能と考えられる。従って、その外装のみ70%あるいは100倍(10%W/V溶液を水1ℓあたり10ml)のヨウ素溶液で浸した消毒綿で清拭してSPF動物飼育室内へ搬入する。

また、上記該当機器の搬入予定がある場合、事前に飼育責任者に依頼する。

④ 物品の搬出方法

a) 物品の搬出ルート

手持ち(準備室からの手持ち)

b) 搬出方法

搬出に関しては、原則として洗浄室から搬出する。

- 1) 動物の屍体：黒ビニール袋に入れ、洗浄室に運び、仮置きする。(この時SPF動物飼育室から洗浄室へ踏み入れてはいけない)その後、保管室-2から洗浄室へ入り、回収し2階実験室に設置されているフリーザーに保管する。
- 2) 瀕死動物：密閉コンテナ(新品のイノケージでもよい)に入れ、手持ち搬出する。
- 3) 動物汚物：ケージ交換時にケージと一緒に洗浄室へ搬出する。
- 4) 飼料残滓：同上
- 5) 飼育器材：SPF動物飼育室→準備室(人の同線と同じ)
- 6) 実験検査用測定機器・器具：SPF動物飼育室→準備室(人の同線と同じ)
- 7) 着衣：準備室に用意されているハンガーに掛けて保管する。
- 8) 記録シート等：手持ち搬出する。
- 9) 被験物質・培養細胞等：準備室から手持ちで搬出し、更衣室で容器の外側を洗浄消毒した後、搬入時に使用した密閉コンテナに入れて搬出する。
- 10) 生化学等検査用のサンプル：同上
- 11) 保守管理(清掃・消毒)用品：SPF動物飼育室→準備室(人の同線と同じ)
- 12) その他の資材・物品等：随時、当事者は飼育責任者と相談の上、決定する。

(6) SPF動物飼育室の使用規定

SPF 動物飼育室内に設置されている作業台は共同使用の場である為、その使用においては各人が十分自覚して使用すること。

① SPF 動物飼育室使用上の原則

SPF 動物飼育室は、原則として繁殖、実験上の軽微な処置を動物に行う所である。汚れやすい所であるということを念頭におき、使用前後の管理については使用者自身が十分な気配りを要する。

原則 1：使いつ放し厳禁（自分が迷惑を受けたことを考え、他人に迷惑をかけないよう常に心がける）

原則 2：整理整頓（不用物の処理）、清掃および消毒の実施(汚物防止)を定期的に行う。

② 機器使用上の原則

下記に記す備品が各実験室に設置してある。これらのものの使用の前後は特に原則 1 に留意すること。また、使用中に気づいた機器の不調や故障は、取扱責任者（管理主任者）へ速やかに連絡する。

備品	-1	床敷き交換ステーション	1 台
	-2	個別換気型動物飼育装置	8 台
	-3	備付け SUS 製作業台、流し台	各 1 台
	-4	冷凍冷蔵庫（2 階実験室）	1 台
	-5	オートクレーブ（洗浄室）	1 台
	-6	SUS 製流し台（洗浄室）	2 台

③ 床の清掃基準

床の清掃は、毎日午前中に定期的に行うこと。動物の汚物等で特に汚した場合は速やかに清掃・消毒を各自行う。（消毒剤：マイクロクリーン、ヨウ素系除菌洗浄剤）

④ 流し台使用上の注意

使用した各種の容器具類は、長時間放置せず、速やかに洗浄および消毒し各自保管箱に収納する。また流しは、よく洗浄・消毒して清潔を保たなければならない。

⑤ 廃棄物の処理基準

実験室使用後の締めくくりとして、廃棄物の処理を忘れてはならない。紙屑、ガラス、プラスチック、金属類、注射針、刃物等を容器毎に分類して廃棄する。実験済みの動物の廃棄は、ビニール袋に入れて 2 階実験室に設置してあるフリーザーに入れる。

⑥ 解剖器具

共用の解剖器具は設置しない。実験に見合った解剖器具を各自保管箱に収納し、必要に応じて滅菌し用いる。

(7) 2F 実験室の使用規定

2F 実験室は、本実験棟の汚染区域となる。このことを認識し、使用前には汚染の拡大を最小限にとどめるように最大の注意を払う。

① 2F 実験室にはフリーザーが設置されており、処分動物の一時保管庫に用いる。

② 殺処分、何らかの原因で死亡した動物は、ビニール袋に入れてしっかりと口を閉め、設置してあるフリーザーに入れる。

③ 実験棟管理責任者あるいはその代理執行者は、適宜フリーザー内の廃棄動物を埼玉実験動物供給所へ引き取り依頼を行う。

(8) SPF 動物飼育室管理エリア内動線

SPF 動物飼育室管理エリアでのヒト、動物および器材等の移動を正しく行うことは、病原微生物等による汚染の防止に必要とされる。本項は、SPF 動物飼育室周辺における各種動線を示したものである。

① 基本グレード

動物グレード

a) 原則として搬入される動物はすべて SPF 動物である為、微生物学的なグレードはないものとする。

飼育室グレード

a) 本実験棟においては、その使用目的により次のように分類する。

分類	目的	飼育室区分* ¹	動物種
1 階系統	系統維持、繁殖等を目的とする飼育室	SPF 飼育室	マウス
		SPF 飼育室	マウス
2 階系統 *別途 SOP 参照	実験処置を目的とした飼育室	コンベンショナル	マウス
		コンベンショナル	マウス

- b) 各系統におけるグレードは、1階系統→2階系統とし、動物は使用目的により1階系統、2階系統に搬入する。

その他グレード

- a) 洗浄室

汚染区域とし、汚物（動物排泄物を含む床敷）を処理した後のSPF動物飼育室への入室は行わない。

- b) 2階系統

原則的に同日内で、2階系統入室後に1階系統への入室は禁止とする。

② 各種動線

動物（検収後）搬入動線

- a) 動物を受け入れた後にクレートを、消毒用エタノールを噴霧消毒する。
b) クレーンを準備室からSPF動物飼育室へ運搬する。

*2階系統に関しては*別途2階系統SOP参照(後日作成予定)

感染症罹患動物移送動線

- a) 飼育室内で発生した感染症罹患動物を剖検等の為に移送する時は、密閉コンテナを用いて洗浄室に搬入する。
b) 感染症罹患動物発生飼育室においては、飼育管理隔離体制要領書(後日作成予定)に従い対応する。
c) 動物移送後、密閉コンテナ等の消毒を速やかに実施する。
d) 感染症罹患動物が発生した場合は、そのラックを隔離し、その運用は飼育管理隔離体制要領書(後日作成予定)に従い実施する。

動物搬出動線

- a) SPF動物飼育室から実験室への移送動線

原則としてSPF動物飼育室から実験室への動物移送は、洗浄室からに限る。動物の移送に際して、動物は必ずケージ単位で移送する。特にケージの必要な場合は、その旨を予め飼育管理責任者に伝え、準備を依頼する。原則として再度SPF動物飼育室に戻すことは禁止とする。

- b) 処分室への移送動線（搬出方法は（5）物品の搬入・搬出法を参照）

殺処分（計画屠殺等）を目的として動物を移送する場合は、必ずケージ単位とする。

c) バリア外への移送動線

実験目的で動物をエリア外に移送する場合は、必ずケージ単位とする。

死亡動物の移送動線 ((5) 物品の搬入・搬出法を参照)

- a) 屍体をビニール袋等に入れ、SPF 動物飼育室より洗浄室を通過(屍体のみ)して2階実験室内設置の動物屍体保存用のフリーザーに運ぶ。
- b) ビニール袋は屍体からの汚物漏出を防ぐ為、洗浄室に常備のものに入れて搬出する。
- c) フリーザーに入れる時は、ビニール袋の口をしっかりと閉じ、設置されている保管記録用紙に必要事項を記入する。
- d) 2F 実験室内のフリーザーに保存されている屍体は、実験棟管理責任者あるいはその代理執行者が、専門業者が回収するまでの期間、一時保存される。

動物汚物の搬出动線 (動物排泄物が含まれる床敷)

- a) 動物汚物(遺伝子組み換え体の血液等が付着している動物汚物は別とする)はポリ袋などに入れ、密封し、洗浄室に運び、仮置きする。(この時SPF動物飼育室から洗浄室へ踏み入ってはいけない) その後、保管室-2から洗浄室へ入り、仮置きしているポリ袋を回収し保管室-2に移動させる。
- b) 汚物が入ったビニール袋は、台車等を使用しエントランスホールを通過し屋外の指定された汚物保管場所に運ぶ。(床敷は12号館へ)
- c) それらは、専門処理業者が回収するまでの期間、一時保管される。

SPF 動物飼育室廃棄物の搬出动線 (動物汚物以外)

- a) SPF 動物飼育室のゴミ容器内の廃棄物、動物入荷用クレート、残滓飼料は動物汚物と同様の経路を経て実験棟外へ搬出される。

飼育器材(交換済み)の洗浄室への搬出动線

- a) 洗浄室へと運ぶ。物品の搬出方法に関しては(5)物品の搬入・搬出法の項の⑤物品の搬出方法と同様である。
- b) 搬出物は、70%エタノールを軽く噴霧した後、そのまま洗浄室へ搬出する。これは、ラック等に付着した動物毛、埃等が飛散しない為の処置である。搬出後、オートクレーブして、外の保管場所に移送。
- c) 定期的な交換飼育器材としてケージ、ケージ蓋、フード、給水ボトル、フードトレイ、給水ボトル、IVCラックのフィルター等がある。

SPF 動物飼育室エリア内専用衣移送動線

SPF 動物飼育室内で着用する専用着衣（高性能無塵衣、フード、マスク、グローブ、キャップ等）は、それぞれ専用の使用済み無塵衣保管容器に保管する。高性能無塵衣、フードは滅菌後再度使用し、マスク、グローブ、キャップは、廃棄処分する。

a) 準備室への搬入動線

滅菌後、保管室-1 から搬入し、準備室専用実験衣保管場所に保管する。

b) 準備室からの搬出動線

- 1) 飼育室内作業終了後、準備室でエリア内専用実験衣を脱衣し、それぞれの専用容器に保管する。
- 2) 保管容器は、定期的に飼育管理担当者が保管室-1 からエントランスホールへ搬出する。

培養細胞、被験物質等の移送動線

a) 飼育室への搬入方法

密栓できないものに対してはパラフィルム等で容器をシールした後、非滅菌物を備え付けの消毒用エタノールにて充分噴霧後、準備室から手持ちで SPF 動物飼育室内へ搬入する。

b) 飼育室からの搬出方法

利用者の退出動線に従い手持ちで搬出し、FPF 動物飼育室管理エリア外に持ち出す。

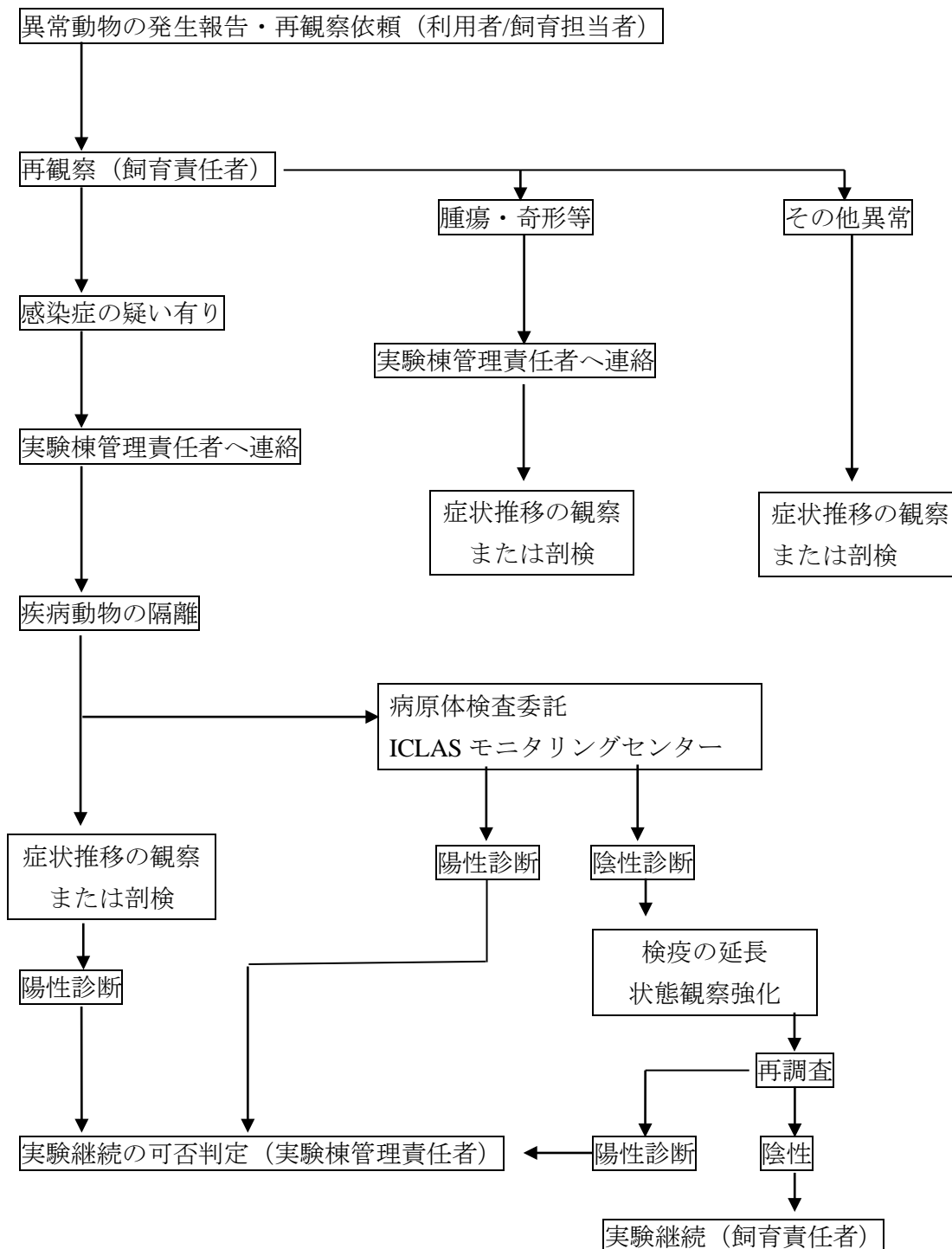
動線上の関連器材

密閉コンテナ

密閉コンテナは実験棟内における様々な物品の移送（搬入出）を行う際に用いるもので、管理運用面で厳格に対応することにより汚染を最小限に防止し、ある程度までの清浄度を維持することを目的としている。機能的には密閉の目的を達する扉か蓋が本体に付帯されたもので良く、大型コンテナと小型コンテナ(手持ち可能)に分類でき、本実験棟では小型コンテナによる移送が大部分である。

(9) 異状動物発生時の対応

a. 処置手順



(10) 飼育室の環境モニタリングおよび基準値

① 物理的環境モニタリング

a) 温度

- 1) 測定頻度
飼育室の温度は、飼育管理関係者により休日以外の毎日チェックされる。
温湿度感知部の点検、更正を実施する。(1回/年)
- 2) 環境条件
温度：23.0±1.0℃
基準値から逸脱があった場合は、管理室で処置され管理日報に記録する。
- b) 差圧
 - 1) 測定頻度
飼育室使用開始前に実施される。
 - 2) 環境条件
SPF 動物飼育室内と大気圧の差圧が+10Pa 陽圧に保たれていることを確認する。
- c) 臭気
 - 1) 測定頻度
飼育室内に動物が入った状態で測定を行う。(不定期)
 - 2) 環境条件
飼育室内のアンモニア濃度は、20ppm 以下でなくてはならない。
基準値から逸脱があった場合は、飼育管理方法の改善や喚気回数を増加する等対応をとる。
- e) 照明
 - 1) 測定頻度
飼育室における照明の測定は、飼育室使用開始前に実施される。(不定期)
 - 2) 環境条件
飼育室内の照明基準は照明時間で12時間であり、照度は室内床上40～85cm
で150～300ルクスである。
- f) 騒音
 - 1) 測定頻度
原則として実験動物搬入前に実施する。
 - 2) 環境条件
動物不在時で60dB (Aレンジ) 以下である。
基準値に逸脱があった場合は、基準値以下に下げる。
- g) 塵埃
 - 1) 測定頻度
原則として実験動物搬入前のクリーンアップ後に実施する。
 - 2) 環境条件

バイオクリーン基準クラス 10,000 以下（米国航空宇宙局基準）

② 微生物環境モニタリング

SPF 動物飼育室内における空中微生物の検査は、空中の汚染度を微生物学的に把握する方法である。エアサンプラーを用いて実施する。

a) 測定頻度：4 回/年（実験動物飼育中の場合は、随時検討する。）

b) 環境条件：飼育室内の微生物基準は 80ℓ 吸引で出現コロニー数が 2 個以下とする。

もし基準値を超えた場合は、再消毒を行った後、に微生物検査を実施し、基準値内であることを確認する。

c) エアサンプラーによる測定

1) 使用培地および培養時間

i) 一般殺菌用

アガーストリップ 37℃ 2 日間の好気培養

ii) 真菌用

アガーストリップ 25℃ 3～4 日間の培養

2) 測定場所

i) 保管室-1、-2

ii) 洗浄室

iii) 準備室

iv) SPF 動物飼育室

上記それぞれの場所において培地を 1 枚

3. BRL 利用申し込み方法

別途、利用細則で定める様式により、利用申し込み手続きをする。

4. BRL 利用者委員会

BRL の管理、運営に関する事項を議するために BRL 利用者委員会を設ける。